

吉野町住宅リフォーム助成制度

町内の現在お住まいの住宅を、町内の施工業者を利用し、吉野町内で生産又は製材された木材を使用した住宅リフォーム工事を対象に補助金を交付する制度です。

補助対象要件

この補助金を受けるには、次の要件すべてを満たす必要があります。

- ① **吉野町に住所を有する方が、吉野町内で行う自ら居住するための住宅**並びに同一敷地内にある関連施設の修繕、改修、増築工事であること。（独立した敷地にある店舗、事務所、工場、倉庫等は対象外です。）
- ② 町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人の施工業者を利用して **平成28年4月1日以降に着手し平成29年3月24日まで**に実績報告書を提出できる工事であること。
- ③ **吉野町内で購入した、吉野町内で生産又は製材された木材を使用した**修繕、改修、増築工事であること。（木材の使用量は問いません。）
- ④ 建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること。
- ⑤ 同居する全ての人が町税の滞納がないこと。
- ⑥ 修繕、改修、増築に要する費用が **20万円以上**であること。（町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費。）

※借家等の場合は、所有者の承諾書が必要です。また、公営住宅は補助対象外です。
※工事を開始するまでに、当事業の補助金交付申請書の提出が必要です。

補助金交付額

- 補助金交付額は、当該工事に要する**事業費の15%**と当該工事に使用した**吉野町内で生産又は製材された木材購入費の40%**を併せた額とし、**最高限度額は20万円**とします。但し、町が行っている他の補助制度の対象部分は除きます。
- 補助金の交付は1回限りとします。（限度額に満たない場合であっても、後日、残額の申請は出来ません。）

※リフォーム工事の完了検査は、担当職員が実施しますが、工事内容に応じて税務収納課職員同行の上で行う場合があります。
※補助金の交付は、工事完了後となります。